

2022年11月28日

「スタートアップ育成5か年計画」および「資産所得倍増プラン」に対する意見

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

I. 「スタートアップ育成5か年計画」について

5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

(20) 事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等において、事業価値を形成し、その価値を維持・保全するためには労働者の労働による寄与が不可欠である。しかし、金融庁のワーキング・グループで検討されている事業成長担保権において、重要なステークホルダーである労働者の納得や理解を得るという観点欠缺していることは大きな問題である。
- 事業成長担保権は、労働契約を含めた事業全体を包括的に担保に取る、非常に強い力を有する担保権として検討されている。しかし、担保権者の経営への関与強化や労働債権の引き当て財産の減少等、労働者保護の観点での懸念や課題は山積しており、拙速な議論は行うべきではない。
- 労働債権の優先弁済に加え、あらゆる局面における、労働組合を通じた情報提供や説明、労使協議等の手続きを法定化すべきである。

(25) 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備

- 「スタートアップ・エコシステムで活動しやすい世界クラスの環境の整備」にあたっては、労働者が安心して働くための労働関係法令の遵守や処遇の改善・確保の視点が重要であり、労働関係法令の規制緩和、基準の引き下げにつながるものであってはならない。

6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進

(3) 事業再構築のための私的整理法制の整備

- 事業再構築においては、業態転換や事業再編等が行われることにより、労働契約の当事者あるいは労務を提供している事業の会社自体の変更を伴うため、労働者の地位や労働条件に大きな影響を及ぼすものでありながら、労働者保護に関するルールは十分ではない。
- 採算の良い事業だけが切り出されて譲渡される一方、不採算事業は残され、清算されることは多くあるが、事業譲渡から排除された労働者の救済が困難であることは大きな課題である。

- 労働者は会社の重要なステークホルダーであり、事業再構築における労働者の協力は必要不可欠であることを踏まえれば、事業再構築における労働者保護こそ検討・解決すべき課題である。
- なお、これらの課題は、「(5) 組織再編の更なる加速に向けた検討」にも共通するものである。

(4) スタートアップへの円滑な労働移動について

- スタートアップへの円滑な労働移動のために、「終身雇用を前提とした働き方」や「新卒一括採用偏重といった雇用慣行」を見直すとの考えが示されているが、現状においても企業は社会変化の中で、自社の経営戦略や人材育成ビジョンに基づき、採用や人材育成、働き方改革に取り組んでいる。
- 働き方や雇用慣行の見直しは、そのような企業の取り組みの中で、労働者保護の観点から労使の議論によって行われるべきであり、スタートアップへの円滑な労働移動のために取り組むものではない。
- 副業・兼業についても、個別労使が実情を踏まえ導入について検討するものであり、長時間労働につながりかねないリスクを踏まえれば、政策的に推進する必要性は低い。
- 「労働者にスタートアップへの労働移動の機会を与える」とあるが、スタートアップに限らず、労働移動は労働者本人の意思によることが前提である。労働者にとっては移動先の処遇や安定した雇用環境が重要であり、その整備が不十分な状態での労働移動の促進は、人材定着などの政策効果にはつながらない。
- また、「リスクリング」＝「成長分野に移動する学び直し」とされているが、これまでも申し述べてきたとおり、リスクリングは、引き続き当該企業で雇用することを前提に、企業内のビジネスモデルの転換や新たな業務を遂行するために新しい知識やスキルを習得させることを主たる目的とすべきであり、企業・産業間の労働移動の円滑化のために行われるべきではない。
- スタートアップも含めた労働移動の促進という観点から、解雇規制や労働法制の緩和につながるような議論がなされることがあってはならない。

II. 「資産所得倍増プラン」について

1. 基本的考え方

- 第1の目標として、「投資経験者の倍増を目指す」とあるが、金融庁の調査(2019年8月)では、投資未経験者が投資を行わない理由として、56.7%の人が「余裕資金がないから」と答えている。「中間層への投資を促し資産所得倍増する」としているが、日本の平均年収は460万円程度であり、医療や子育てなどの負担により、貯蓄にすら回せない層が大半である。まずは持続的に勤労所得が上昇する構造への転換と、全世代の将来の安心につながる社会保障制度を構築すべきであり、順番を見誤ってはならない。

○また、アンケート調査（2021年12月、日本証券業協会）では、証券投資の必要性を感じない理由として4割が回答した「損をする可能性がある」を「知識不足に伴う懸念が大きい」と一蹴し、投資によって必ず所得が増えるかのような記載も極めて問題がある。「信頼できるアドバイスの提供」を促す仕組みの創設を行うのであれば、投資には必ずリスクがあることも正しく伝えるべきである。

○さらに、日本の金融所得課税は分離課税であり、富裕層が優遇される制度となっている。日本の預貯金の保有層は高齢者が中心であり、NISAを中間層の資産形成の活用するのであれば、これ以上の資産所得の格差拡大をもたらさないよう、総合課税化をめざすべきであり、まずは金融所得課税の強化を行うべきである。

5. 第2の柱：加入可能年齢の引き上げなど iDeCo 制度の改革

○iDeCoは確定拠出年金法を根拠とし、公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。したがって、あくまで公的年金制度を補完するものとして、公的年金制度や企業年金制度等を踏まえ社会保障審議会で総合的・多角的に議論すべきであり、単に家計の資金を貯蓄から投資へ振り向けることを目的に、結論ありきの議論をすべきではない。

以 上